

減免制度について

次のア～カのいずれかに該当する方は、負担金の減免を受けることができます。
提出した月からの減免承認の該当になるため、遡って承認することはしません。

ア 生活保護法による生活援助を受けているもの…全額減免

⇒添付書類:生活保護受給票のコピー

イ 準要保護世帯で児童・生徒の就学援助を受けているもの…1/2減免

⇒添付書類:就学援助承認通知書

ウ 災害等で家屋の被害が半壊・半焼・床上浸水以上したもの…全額減免

⇒添付書類:申立書

エ 倒産、疾病等による家庭の主宰者の著しい収入減…1/2減免

⇒添付書類:申立書

オ 市民税非課税世帯…1/2減免

⇒添付書類:世帯の税情報確認の同意書

(市で確認できない場合は市民税・県民税課税証明書が必要です)

カ 母子(父子)世帯・在宅障害児のいる世帯…1/2減免

⇒添付書類:ひとり親家庭等医療費助成受給者証のコピー、
身体障害者手帳・療育手帳のコピー、
特別児童扶養手当受給証のコピー

○障害児とは…

障害者手帳1級、2級又は療育手帳Aの所持又は
特別児童扶養手当受給している児童をいいます。

※減免事由に該当しなくなったら

「負担金減免理由消滅届」を提出してください。

消滅事由

- ・生活保護を受給しなくなった
- ・市民税が課税されるようになった
- ・ひとり親家庭等医療費助成受給者証が所得制限により該当しなくなった など